

久喜市の自治基本条例の構成案の考え方

1. 提言書の構成

提言書の構成と久喜市自治基本条例の構成を比較すると以下のようになります。

【提言書の構成】

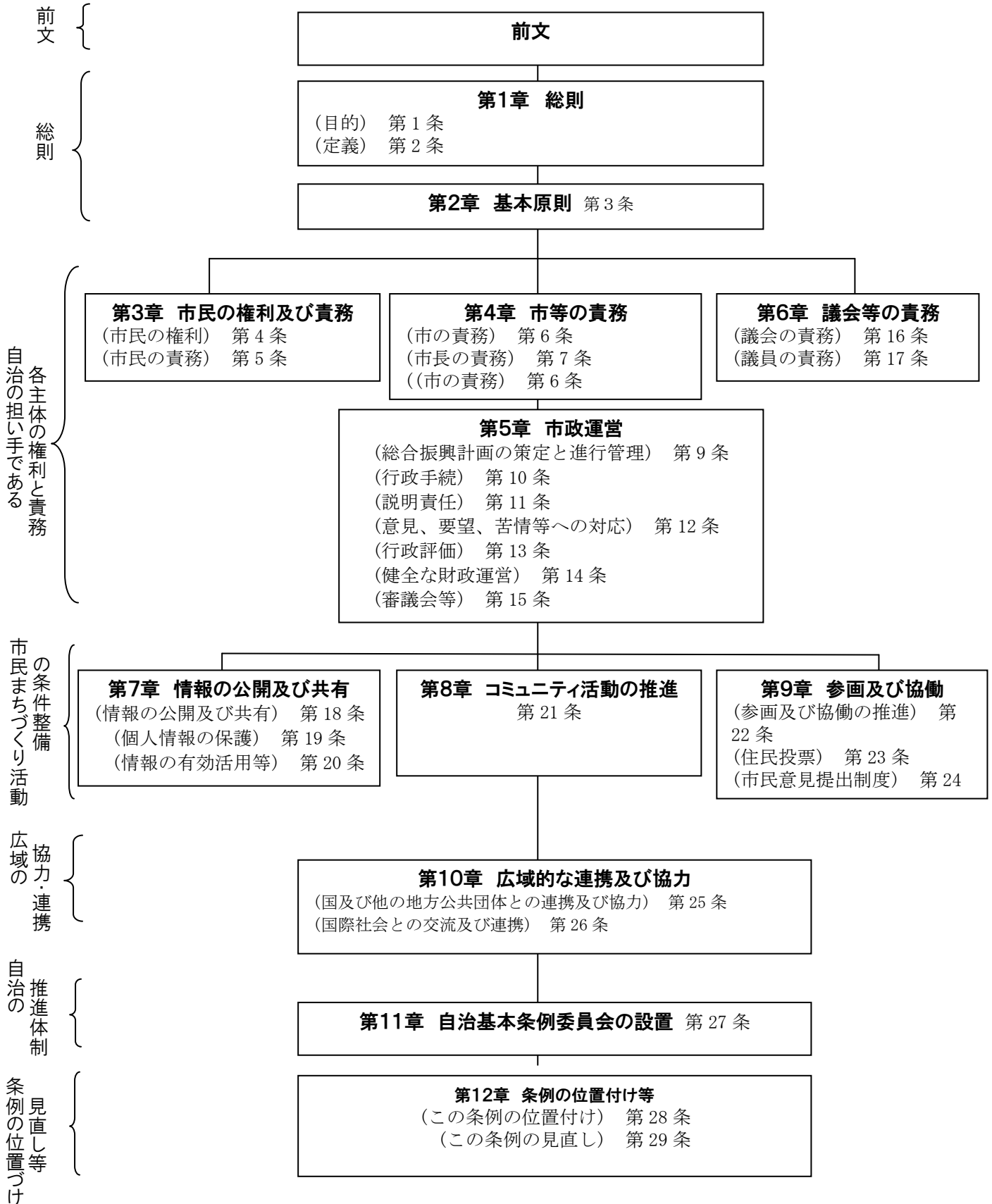
1. 前文
2. 目的
3. 定義・基本原則
 - 1) 定義
 - 2) 基本原則
 - 3) 市の責務
4. 市民
 - 1) 市民の権利
 - 2) 市民の責務
5. 情報共有
 - 1) 情報の公開及び共有
 - 2) 個人情報の保護
 - 3) 情報の有効活用等
6. 参加・協働
 - 1) 協働
 - 2) 市民の行政への参画
 - 3) 附属機関（審議会等）への市民の参加
7. コミュニティ
 - 1) コミュニティ
 - 2) コミュニティ活動への支援
8. 行政
 - 1) 総合振興計画の策定
 - 2) 透明性の確保・説明責任
 - 3) 行政評価
 - 4) 財政
 - 5) 市長の責務
 - 6) 職員の責務
 - 7) 意見・要望・苦情等への対応
 - 8) 行政手続き
9. 議会
 - 1) 議会の責務
 - 2) 議員の責務
10. 条例の実行性担保
 - 1) 条例の運用状況の検証の必要性
 - 2) 条例の見直しについて
 - 3) 検証及び見直しの組織
 - 4) 条例の普及啓発
11. 住民投票
 - 1) 住民投票の必要性及び形式
 - 2) 住民投票の投票結果について
12. 条例の位置づけ
13. 広域的な連携及び協力
14. 危機管理

【旧久喜市自治基本条例の構成】

- 前文
- 第1章 総則
 - (目的) 第1条
 - (定義) 第2条
- 第2章 基本原則 第3条
- 第3章 市民の権利及び責務
 - (市民の権利) 第4条
 - (市民の責務) 第5条
- 第4章 市等の責務
 - (市の責務) 第6条
 - (市長の責務) 第7条
 - (職員の責務) 第8条
- 第5章 市政運営
 - (総合振興計画の策定と進行管理) 第9条
 - (行政手続) 第10条
 - (説明責任) 第11条
 - (意見、要望、苦情等への対応) 第12条
 - (行政評価) 第13条
 - (健全な財政運営) 第14条
 - (審議会等) 第15条
- 第6章 議会等の責務
 - (議会の責務) 第16条
 - (議員の責務) 第17条
- 第7章 情報の公開及び共有
 - (情報の公開及び共有) 第18条
 - (個人情報の保護) 第19条
 - (情報の有効活用等) 第20条
- 第8章 コミュニティ活動の推進 第21条
- 第9章 参画及び協働
 - (参画及び協働の推進) 第22条
 - (住民投票) 第23条
 - (市民意見提出制度) 第24条
- 第10章 広域的な連携及び協力
 - (国及び他の地方公共団体との連携及び協力) 第25条
 - (国際社会との交流及び連携) 第26条
- 第11章 自治基本条例委員会の設置 第27条
- 第12章 この条例の位置付け等
 - (この条例の位置付け) 第28条
 - (この条例の見直し) 第29条

2. 旧久喜市自治基本条例の構造

旧久喜市自治基本条例の構造を図で示すと、以下のようになります。
特徴としては大変わかりやすい構造といえます。



3. 条例の構成案

(仮称) 自治基本条例案の構成は、わかりやすいことを重視し、旧久喜市自治基本条例の構成と同じにする考えでいます。

【旧久喜市自治基本条例の構成】

前文
第1章 総則
 (目的) 第1条
 (定義) 第2条
第2章 基本原則 第3条
第3章 市民の権利及び責務
 (市民の権利) 第4条
 (市民の責務) 第5条
第4章 市等の責務
 (市の責務) 第6条
 (市長の責務) 第7条
 (職員の責務) 第8条
第5章 市政運営
 (総合振興計画の策定と進行管理) 第9条
 (行政手続) 第10条
 (説明責任) 第11条
 (意見、要望、苦情等への対応) 第12条
 (行政評価) 第13条
 (健全な財政運営) 第14条
 (審議会等) 第15条
第6章 議会等の責務
 (議会の責務) 第16条
 (議員の責務) 第17条
第7章 情報の公開及び共有
 (情報の公開及び共有) 第18条
 (個人情報の保護) 第19条
 (情報の有効活用等) 第20条
第8章 コミュニティ活動の推進 第21条

第9章 参画及び協働
 (参画及び協働の推進) 第22条
 (住民投票) 第23条
 (市民意見提出制度) 第24条
第10章 広域的な連携及び協力
 (国及び他の地方公共団体との連携及び協力) 第25条
 (国際社会との交流及び連携) 第26条
第11章 自治基本条例委員会の設置 第27条
第12章 この条例の位置付け等
 (この条例の位置付け) 第28条
 (この条例の見直し) 第29条

【(仮称) 久喜市自治基本条例の構成案】

前文
第1章 総則
 目的
 定義
 基本原則

第2章 市民の権利と責務
 市民の権利
 市民の責務
第3章 市長等の責務
 市長の責務
 市の執行機関の責務
 職員の責務
第4章 市政運営
 計画性のある市政運営
 透明性の確保・説明責任
 行政手続
 意見・要望・苦情等への対応
 財政運営
 附属機関等への市民の参画
 行政評価
 危機管理
第5章 議会等の責務
 議会の責務
 議員の責務
第6章 情報の公開及び共有
 情報の公開及び共有
 個人情報の保護
 情報の有効活用等
第7章 コミュニティの推進
 コミュニティ
 コミュニティ活動への支援
第8章 参加と協働の推進
 市民の市政への参画
 協働
 住民投票
第9章 広域的な連携及び協力

第10章 条例の実効性担保・運用
第11章 条例の位置づけ